



鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る鳥取地方労働審議  
会の意見に関する公示

鳥取労働局一般公示第 34 号

令和6年6月21日鳥取地方労働審議会から鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和6年7月8日までに、鳥取労働局長（鳥取市富安2丁目89番地9）あて異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年6月21日

鳥取労働局長 平川 雅浩



記

鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る鳥取地方労働審議会の意見要旨

鳥取県和服裁縫業最低工賃を次のように定めること。

- 1 適用する家内労働者  
別紙のとおり
- 2 適用する委託者  
別紙のとおり
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
別紙のとおり
- 4 効力発生の日  
別紙のとおり

## 鳥取県和服裁縫業最低工賃

## 1 適用する家内労働者

鳥取県内の区域内で和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者

## 2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

## 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品目	規 格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ（比翼・グシ付き）	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は 雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

4 効力発生の日 令和6年8月30日